

COP11 における名古屋議定書に係る主な決定内容 (UNEP/CBD/COP11/L. 22)

(1) COP-MOP1 に向けた追加作業

- 名古屋議定書政府間委員会の第三回会合 (ICNP3) を COP12 までの期間に開催。
- (2) ~ (5) を含む ICNP2 までの継続議題に加え、ICNP3 において以下を扱う。
 - ・ 議定書の履行状況の監視及び報告 (第 29 条)
 - ・ 契約の条項のひな型や任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の作成、更新及び利用に関する意見交換
 - ・ 議定書の実施状況に関する意見交換
- 条約締約国に対して議定書締結のための国内手続きの開始及び促進を求める。

(2) 多数国間利益配分メカニズムの必要性及び態様 (議定書第 10 条)

- 広範囲な意見照会を行い、利用可能な予算がある場合には専門家会合を開催して結果を整理し、ICNP3 に提出。

(3) ABS クリアリングハウスの運用の態様 (第 14 条)

- 名古屋議定書 COP-MOP1 までに条約事務局が実施する作業計画及びスケジュールを承認。
- パイロットフェーズの実施に係る技術的助言を行う非公式アドバイザー委員会を設置し、利用可能な予算がある場合には ICNP3 までに委員会を一度開催。

(4) 能力開発、能力向上並びに人的資源及び制度的能力の強化の支援措置 (第 22 条)

- 利用可能な予算がある場合には専門家会合を開催して能力開発に係る戦略的枠組の案の作成を行い、ICNP3 に提出。

(5) 議定書の遵守を促進し不履行の事案に対処するための手続及び制度 (第 30 条)

- 名古屋議定書 COP-MOP1 での承認を目指し、手続及び制度の案の作成を ICNP3 において継続。